

# 総務政策委員会会議録

## 招 集

令和5年11月14日（火）午後1時 議会委員会室

## 出席委員（9名）

（委員長）渡 辺 穰 爾 （副委員長）吉 岡 古 都  
伊 藤 ひろえ 稲 田 清 岩 崎 康 朗 門 脇 一 男  
国 頭 靖 津 田 幸 一 森 谷 司

## 欠席委員（0名）

## 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 松下調整官 田中庶務担当係長

## 傍 聴 者

安達議員 大下議員 戸田議員 西野議員 又野議員 森田議員 矢田貝議員  
報道機関 2人 一般 1人

## 説明のため出席した者

【総務部】下関部長  
[調査課] 足立課長 畠中担当課長補佐  
【総合政策部】八幡部長  
[まちづくり企画課] 川本課長 藤堂課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐

## 報告案件

- ・指定管理者候補者の選定結果について [総合政策部]
- ・鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る契約変更・覚書の締結及び県市の建設・建築・税部門の近接配置の状況について [総務部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○渡辺委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、総合政策部1件、総務部から1件の報告があります。

初めに、総合政策部から、指定管理者候補者の選定結果について、説明を求めます。

藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐。

○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐 それでは総合政策部からは、米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者候補者の選定結果について、報告をさせていただきます。

報告に先立ちまして、視察の概要、現状等を説明させていただきます。米子市弓浜コミュニティー広場は、航空自衛隊美保基地の滑走路付け替え事業等にに伴い、集団移転した大篠津町集落跡地において国が地元からの要望を受けて整備したものでございます。本市は当広場について国有財産の使用許可を受けた上で、平成27年7月9日に米子市弓浜コミュニティー広場条例を制定いたしました。敷地面積は10万5,346.15平方メートル、有料の第一多目的広場と無料の第二多目的広場からなるコミュニティー広場でございます。市民の福祉及び健康の増進を図ることを目的として運用しております。第一多目

的広場は、主にサッカーやラグビーに利用されております。第二多目的広場は、散歩やランニング、グランドゴルフや野球やサッカーなどの球技の練習のほか、マラソン大会などの小学校行事ですとか、保育園の活動など幅広く利用されております。令和2年度には利便性の向上を目的としまして、クラブハウス及び第一多目的広場の日よけを設置しております。また、今年度ですけれども、夜間照明を設置いたしますので、令和6年度からは夜間の利用が可能となります。こちらの広場につきましては、指定管理者制度の導入により、清掃、草刈り、樹木選定などの施設管理や時間外の利用申込みの受付など、直営では困難な施設運営を行うことが可能となっております。

続きまして、今回の指定管理者候補者の選定につきましてですけれども、現在の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間の指定管理者候補者を選定するため、公募を行いました。公募期間は、令和5年7月3日、月曜日から令和5年8月18日の金曜日までです。この公募に対しまして、特定非営利活動法人ひだまり、一般財団法人鳥取県サッカー協会、特定非営利活動法人evergreenの3社から申請をいただきました。申請者が3社ございましたので、優先交渉順位を決定するために、まず総合政策部において指定管理者候補者選定会議を実施いたしまして、申請者ごとに指定管理者候補者選定基準・評定票を作成いたしました。作成しました評定票の点数に従いまして、米子市指定管理者候補者選定委員会へ鳥取県サッカー協会を優先交渉権第一位順位とする指定管理者候補者案を提出いたしまして、委員会資料の2ページから3ページのとおり本市案を了承する答申をいただきましたので、改めて鳥取県サッカー協会と協議をいたしまして、最終的な候補者と決定いたしました。

資料の4ページは、評定点数の比較のためにまとめました選定結果一覧表となっております。5ページから7ページに各申請者の評定票がございます。資料8ページは本市が算出した広場の収支試算書でございます。資料9ページは指定管理者候補者選定基準・評定票における評定の説明となっております。報告は以上になります。

**○渡辺委員長** はい、説明は終わりました。

委員の皆様、質疑、意見がある方は挙手を。

国頭委員。

**○国頭委員** 覚えておられるかどうか分からないですけど、これ大体、当初、このサッカー場ですけれども、サッカー場とかグランドですけれども、コミュニティー広場、できたときいつだったのか、試算ですね2,600万になっている理由について聞きたいと思います。

**○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐** まず広場の供用開始時期ですけれども、先ほど施設概要のところでも申しましたとおり、平成27年7月9日に条例を制定しまして、ここから供用開始としております。

続きまして、市の試算の金額の根拠ということによろしいでしょうか。

(「はい。」と国頭委員)

市の試算の根拠ですけれども、これは現在の指定管理料を基にしまして、来年度から夜間照明がつく関係で夜間の利用が伸びますので、その分を勘案した計算としております。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 7、8年ぐらい前になるんですかね、そのときは防衛省が造ってくれて、米

子市が受けるということで、初年度800万ぐらいで、確か800万ちょっとでやった事業だと思うんですけど、だんだんと上がって行って、多くても1,000万ぐらいじゃないかって言われてたのが、だんだんだんだん上がってきたのがちょっと、私はどうかかなと思ってるんですけど。市の試算もたぶん今受けてるところに準じてつくっているのかもしれないんですけど、私はもうちょっと、その今回出てきたところが低く出してこられたので、それはそれで市の考え方も、市の試算もですね、しっかりとそれに合わせていかれるってのが妥当だとは思いますが。一番低く出されたのが1,300万円近くということで、いろいろ照明とかつけられて当時とは変わってきてるとは思うんですけど、市の試算っていうのは膨れ上がり過ぎてるとは思うんですが、その辺りは今後はどうしていかれるのかなっていう見解を聞きたい。

**○渡辺委員長** 川本まちづくり企画課長。

**○川本まちづくり企画課長** 先ほどの御質問ですけれども、確かに今回の市の試算というのは、現在受けていただいている法人を対象に、ベースに考えておりました。ただこれからはですね、今後5年間、これについては新たな団体ということ。受けていただくこの経費をベースに当然考えていくことになるというふうに考えております。ありがとうございました。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** だいぶ予算が膨れ上がってきたかなと思っておりますので、しっかりと市のほうも精査をしていただいて、適切に運営していただきたいなと思っております。運営完了していただきたいなと思っております。要望でお願いしたいと思っております。

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** サッカー協会さんが優先順位が一番っていうことなんですけど、先ほど経費の話がありましたけども、経費削減効果も大きいということは重要かもしれないんですが、官が民に委託する場合に、コストカットだけでなくってサービスの質向上っていうところに着目する必要もあると思います。そういう観点から見ても、点数が高く出ているということで期待できるのかなと思っておりますが、どういうサービスが向上することが期待できると考えておられますでしょうか。

**○渡辺委員長** 藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐。

**○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐** サッカー協会が指定管理をされることでどういったサービスが期待されるかっていう御質問ですが、まず、この広場の一番の今後の懸念材料としまして、第一多目的広場の人工芝の経年劣化の問題がございまして、将来的には人工芝を大規模改修という形で全面張り替えというのをしていかなければならないんですけども、これにつきましては今すぐに変えるものではなくて、財源等使えるものがあれば向かっていくっていう形になります。サッカー協会につきましては、この点を踏まえて、今、コートがある場所をちょっとずらしたりとかっていうことをすることで、そういう運用によって人工芝の延命措置といいますか、なるべく利用者に気持ちよく使っていただけるような形で運用していくっていうような御提案もいただきましたし、あとは、細かい話にはなりますけれども、例えば自販機につきましても、一旦商品の見直しですとか台数の見直しっていうのをした上で適切な数を配置していくっていうような御提案をいただいております。そういったところで利便性の向上が図られるのでは

ないかと考えております。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** サッカー協会ってということで、イベント開催とかそういうのはあるんですか。

○**渡辺委員長** 川本まちづくり企画課長。

○**川本まちづくり企画課長** 先ほどサッカー協会ということで、イベント開催などの自主事業のことについてだったと思います。こちらなんですけれども、実は本企業は条例で自主事業というものができる余地がない条文になっておりまして、そういった中で、先ほど人口芝のことについてお話申し上げましたけれども、既存の資源を十分活用して、どういった運営ができるかということについて、具体的な御提案をいただいたのがサッカー協会さんだということでございます。確かにイベント等ですね、サッカー協会であればいろいろできるのではないかとこのように思いますけれども、今の現段階ではこの広場においては自主事業の余地はないということでございます。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** そういう制限を解除しようとか、なくそうというような取組ってというのは考えておられませんか。

○**渡辺委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** いろいろ今後、自主事業をどうかというお尋ねだと思います。このたびですね、いろいろまあ、今回、初見直しの中で、防衛省のほうから私ども一旦借りて、土地は防衛省のものなので、その辺りについても防衛省との協議は当然必要だとは思いますが、その辺りですね、私どもとしてはこの施設をいかに有効に使っていくのかということが一番大切な視点でありますので、そのことも含めてですね、今後の協議ということでは考えておりますが、現時点では皆さん方にですね、具体的な提案を、こういうことですよ、という段階ではないということは御理解いただきたいと思っております。

○**渡辺委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** 今、市の試算、それから案、それから法人から3社ありましたと報告いただいておりますけど、上位2社のところでは非常にこの乖離といいますか、差があるってということで、この次の5年間でやはりきちんと精査しながら、1年1年と、もう私はこっだけ開きがあるとどうなのかなって不安なところも実際のところございますので、きちんと精査しながら、次の5年間に向かっていただきたいと思っておりますけども、その辺何かお考えがありましたらお願いいたします。

○**渡辺委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 実は今回初めてですね、こういう公募で、こういう結果になりました。本当に私ども完璧に自信を持ってですね、これでよかったのかどうかというのは常に最初から非常に悩みながらやってきました。これがまあ正直なところであります。ですから、こういう結果が出た以上はですね、いわゆる地元の方の懸念というのものもあるかと思えますし、門脇委員さんが言われたことも当然私どもも考えていかなければいけないと思っておりますので、今後優先交渉をしてですね、する中でも、そういうことについてはきちんと今までどおりのサービスが提供できるのかも含めてですね、話していかなければいけませんし、毎年毎年ですね、本当に管理運営状況はどうなのかというのは、しっかり精査してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○**渡辺委員長** ほかに。よろしいですか。

入れ替えをお願いします。休憩といたします。

**午後 1 時 1 5 分 休憩**

**午後 1 時 1 6 分 再開**

**○渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る契約変更・覚書の締結及び県市の建設・建築・税部門の近接配置の状況について、当局からの説明を求めます。

足立調査課長。

**○足立調査課長** そういたしますと鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る変更契約・覚書の締結及び県市の建設・建築・税部門の近接配置の状況につきまして、御報告させていただきます。

まず資料についてでございますが、本日は3種類御用意させていただいております。右上に四角囲みで総務政策委員会資料と記載しておりますものが一つ、資料1といたしまして契約書の抜粋、資料2といたしまして覚書、こちら3種類となります。

それではまず、右上に四角囲みで総務政策委員会資料と記載しておりますものを御覧いただけますでしょうか。上の四角の枠のほうに、このたびの報告の概要を記載しております。糶町庁舎整備等事業につきましては、令和3年3月に契約の締結をいたしまして、本年10月に供用開始に至ったところでございます。このたび施設整備費の割賦払い、いわゆる分割での支払いに係る基準金利指標を定める必要、そして、維持管理費の改定方法につきまして定める必要が生じまして、新たに覚書を締結いたしましたので、その詳細を説明させていただきます。

1の(1)割賦払いについてでございますが、あわせて資料1の(1)も御覧いただけますでしょうか。資料1は契約書の抜粋でございますが、(1)第69条2項で「視察整備の対価は別紙7に定める算定方法に従って、決定及び改定されるものとする」と、このように定めているところでございます。その下に別紙7の抜粋を記載しておりますが、2の③を御覧ください。割賦払いの金利につきましては、基準金利に提案スプレッドである1.3%を足したものになります。ここでいう提案スプレッドとは、本事業の募集条件であります施設整備費の割賦払いを受けるに当たりまして、事業者から提案があった金利のことでございます。このたび問題となりますのは、基準金利の部分についてでございます。基準金利は、引き渡し日の2日前のLIBORの指標とすることとしておりました。ここで元の資料の1(1)アに戻ってやっていただけますでしょうか。先ほど申しましたLIBORですが、2021年12月末日で公表が停止とされております。このため後継の金利指標にされる必要が生じたところでございます。当該事業におきましては、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合におきましては、鳥取県米子市、がいなSSJパートナーズ株式会社で構成する関係者協議会、こちらのほうで協議の上、定めることができるというふうになっておりまして、協議しました結果、後継金利指標としまして、TSRフォールバック、こちらを用いることといたしまして、11月8日に覚書を締結いたしました。議会の資料の提出時には、締結前でございますのでお手元の資料2のほうには(案)というふうにしておりましたが、この内容で覚書を締結しているところでございます。もともと本契約の中で基準金利の確定日においてLIBORの公表が停止されている場合には、日本銀行等が定める後継指標を用いるものとするというふうになってお

りまして、後継指標といたしましたT S Rフォールバック、こちらにつきましては日本銀行も構成員となっております日本円金利指標に関する検討委員会、こちらにおきまして、その考え方及び算式がL I B O R公表停止日の後継金利として使用可能というふうに評価されたものになりますので、T S Rフォールバック、こちらを採用することにつきましては、妥当なものであるというふうに考えているところでございます。

次に、イ、基準金利の確定についてでございます。割賦金利の算定は先ほども申しましたように、基準金利に1.3%を足したものというふうに規定されておりました、糶町庁舎の引渡日の2日前のものというふうにされております。このたび金利が確定したことによりまして、契約金額の変更に伴う変更契約を締結することになります。この変更につきましては、令和3年3月の契約締結時から決まっていたことでございます。

続きまして、(2)の維持管理費の変更についてでございます。維持管理費の改定につきましては、事業契約書の中でインフレなどにより維持管理費が不適当となった場合、変更を相手方に請求して協議できる、というふうになっております。このたび事業者から物価や人件費高騰を背景にしまして、要求水準を維持した業務履行が困難であるということから協議の申し出がありました。どのような場合に発動するかといった具体的なルールが定まっていない状況にございました。よって、このたび覚書の締結によりましてルールを定めたところでございます。具体的には資料の裏面になりますけれども、国のガイドライン等を参考にしました物価指標を用いまして、3ポイント以上増減した場合に改定の協議を行うことができるというふうにいたしました。

次に、イの改定協議の請求期限についてでございますが、現契約書においては「庁舎の引渡し日の前日」というふうにしてありますが、今後10年間の維持管理業務に対応するため、「事業最終年度の前年度の6月末までの間」とする変更契約を締結することといたします。このたびは増額での対応になりますけれども、今後このことによりまして減額の協議を行うこともあり得るということになります。

次に、(3)補正予算についてでございます。ここまで説明させていただきました基準金利の確定と維持管理費の改定に伴いまして、令和5年度の事業費の増額及び令和6年度から令和14年度までの債務負担行為の設定を12月議会に上程させていただきます。なお、鳥取県におきましても同様の措置を行うものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、2に記載のとおりでございます。

続きまして、3の県市の建設・建築・税部門の近接配置の状況についてでございます。御案内のとおり糶町庁舎につきましては営業日で申しますと、10月2日から隣接、近接配置、市役所2階の税部門におきましては10月16日から隣接配置を行っているところでございます。まだ始めて間もないところですが、市民や職員からの意見を記載しております。来場された市民の方からは市営住宅あるいは県営住宅の情報を同じ場所で入手できてよかったですとか、普通車、軽自動車の納税証明書が同じ場所で取得できてよかったといったような近接配置をしたことの利点の声をいただいております。また、職員からも県市の垣根を超えた円滑なコミュニケーションを図れるようになったとの報告を受けているところでございます。そして明日の15日には、県と市の関係部署が集まりまして、業務連携のプラットフォーム会議を開催する予定というふうにしていただいております。県市のそれぞれの部門の連携につきましては、このたびの近接、隣接配置で完成ではございませんで、ある意味ここからが始まりであるというふうに考えております。今後もお互

いのよいところを吸収し合って、住民サービスの向上に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。報告は以上でございます。

**○渡辺委員長** 当局からの説明は終わりました。質疑、意見がある方は挙手してください。  
吉岡委員。

**○吉岡委員** 最後の近接配置の状況のことについて伺いますけど、視察でさいたま市のDXを勉強してまいったのですが、基本的にDXは最終的には来庁しない、住民側で全て手続きが終わるということを目指しているっていうふうに学んで帰ってきたんですけど、そういうDXの方針と、この糶町庁舎の、なんでしょう、一緒に手続きができるみたいなことの整合性とか連携っていうのはどういうふうに庁内ではしておられますでしょうか。

**○渡辺委員長** 足立調査課長。

**○足立調査課長** そうしますと、DXのことについてお聞きになられたということでございますが、糶町庁舎に都市整備部が移転するということにつきましては、DXの流れとは別の部分がございます、第二庁舎の老朽化の問題に端を発しているところでございまして、それと借地の解消が米子市にとって問題となっていたところ西部総合事務所の新棟移転のタイミングと合致したために協議を得まして、今にち糶町庁舎のほうに一緒に近接配置するというふうに至ったところでございまして、例えば、来なくていい窓口を目指すということとはちょっとスタートの時点では違うところがございます。ただ市役所自体の窓口につきましては、今、委員おっしゃられるとおり、将来的にはできるだけ来なくていい窓口を目指しているということは間違いございませんが、それと糶町庁舎に都市整備部が移転する件というのは出だしが違うということは御理解していただきたいというふうに思っているところでございます。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 出だしが違うのがいっぱいあると全然DXにならないと思いますので、すごく以前の計画でもうできてしまったということですけど、今後におきましては公共施設の面積を減らすという観点もありますので、全庁をあげたDXということの整合性を見ながら計画をしていただきたいと要望しておきます。

**○渡辺委員長** ほかに。ないようですので、総務部からの報告を終わります。

以上で、総務政策委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 2 8 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

総務政策委員長 渡 辺 穰 爾